

平成27年2月27日

お客さま 各位

山形第一信用組合  
理事長 鈴木 貞一

当組合以外の金融機関さま発行のカードによる  
当組合ATMご利用時の手数料の誤徴収についてのお知らせ

平素は、当組合のATMをご利用いただき、誠にありがとうございます。

さて、このたび、当組合以外の金融機関さま発行のカードにより当組合が設置しておりますATMをご利用いただきました際にお客さまから過大に手数料を徴収していたことが判明しましたのでお知らせいたします。

ご利用いただきましたお客さま、その取引金融機関さまには多大なるご迷惑をお掛け致しまして誠に申し訳ございません。深くお詫び申し上げます。

なお、内容については、下記のとおりであります。

記

1. 該当するATMの設置場所

- ・当組合本支店および高島町役場へ設置の当組合ATM

2. 誤徴収の発生内容

(1) 発生原因

手数料に関する登録に誤りがあり、管理態勢が不十分となっております。

(2) 誤徴収手数料の詳細

上記の当組合ATMにおいて、土曜日（祝日を除く）の午前9時から午後2時の間に当組合以外の金融機関さま発行のカードにより入金・出金（振込のための出金も含む）取引をされたお客さまから、手数料として本来105円※1を受け入れるべきところ、誤って210円※1で受け入れたものであります。

※1 平成26年4月1日以降は、それぞれ108円、216円となります。

- ・誤徴収があった期間

出金取引 平成18年1月7日（土）から平成26年11月15日（土）

入金取引 平成18年1月7日（土）から平成26年11月29日（土）

- ・該当件数 1,671件、過大に徴収していた手数料金額合計 175,680円

なお、件数・金額については、取引時刻が特定できないお取引もあり、午後2時以降の正規手数料でのお取引も含まれております。

3. お客さまへの対応

- (1) カード発行金融機関さまのご協力をいただき、該当するお客さまに対して、ご説明とお詫びの文書を発送させていただき、平成27年3月31日までに、お客さまの口座に手数料の誤徴収分のご返金手続きを行う予定です。

- (2) 当該手数料については、直ちに登録を修正し、現在は正規手数料に改めております。

4. 再発防止策

今後は、システムへの登録・変更にかかる管理態勢を確立し再発防止に努めてまいります。

以上

【本件に関するお問い合わせ先】

山形第一信用組合 事務部（担当：山木、須貝）

電話番号 0238-52-3299 受付時間 営業日の午前9時から午後5時30分まで